

令和5年函審第17号

裁 決

漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年5月1日00時55分

北海道砂原漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 9.48トン

登 録 長 13.99メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 120

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和52年7月に進水し、船首部に操舵室、中央部に機関室囲壁、同壁後方の船尾甲板にクレーンを設けた、ほたて貝養殖業に従事するFRP製漁船で、操舵室前部には中央に舵輪、右方に機関操縦レバー及びGPSプロッター、左方にレーダー及び同プロッターを、同室上方には探照灯1個を装備していた。

(2) 砂原漁港の状況等

砂原漁港は、渡島半島東岸の内浦湾湾口付近に位置し、刺網漁業や養殖業の流通拠点でもある漁港で、北から順に、いずれも東西方に築造された北外防波堤と連続する護岸、北防波堤と連続する岸壁、陸岸に設けた岸壁の三筋の港湾施設及び西側の護岸とでアルファベットの大きな文字「E」を呈する区画を形成して係留、水揚両施設を確保し、また、北外防波堤東端と、同端南方に設けられた東防波堤の北端とで幅約80メートルの港口を形成し、両防波堤が港内の静穏度を向上させていた。

東防波堤には、水面上高さ2.3メートルの東端部上面に、光達距離5.5キロメートルの緑光を4秒毎に発する高さ2.582メートルの標識灯1個が設置されていたほか、西側壁面の東端及び東端から約25メートルの各箇所、縦1メートル横1.5メートルの方形面に赤色反射塗料が塗装され、各塗装面（以下、東防波堤西側壁面の東端から約25メートルの塗装面を「第2塗装面」という。）が付近航行船舶に東防波堤の存在を示していた。

a 受審人は、北防波堤と連続する岸壁の西端付近にAを係留しており、夜間、出航する際は、同堤南面に沿って東行し、北防波堤東端を航過して針路を北方に転じ、東防波堤西側壁面に探照灯を照射

しながら北上を続け、同堤東端の塗装面を目視により確かめた後、針路を東方に転じて港口を通り抜けていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか2人が乗り組み、稚貝を垂下する目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年5月1日00時50分岸壁を離れ、砂原漁港港口の北西方約1海里沖合に設置された養殖施設に向かった。

a受審人は、ノースアップとした2台のGPSプロッターに周囲約1キロメートルを表示させてレーダーを休止し、乗組員のうち1人を操舵室後方に、1人を機関室囲壁後方にそれぞれ待機させ、自身が操舵室前部に立ち、舵輪を握って操船に当たった。

a受審人は、00時53分少し前砂原港北外防波堤灯台（以下「北外防波堤灯台」という。）から229度（真方位、以下同じ。）440メートルの地点で、針路を076度に定め、機関の回転数毎分約1,000とし、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、北防波堤南面に沿って進行した。

a受審人は、00時54分僅か過ぎ北外防波堤灯台から202度248メートルの地点で、北防波堤東端を航過して針路を359度に転じ、東防波堤に探照灯を照射して同堤東端の塗装面を目視するつもりで続航していたところ、船首方約150メートル付近に同航船を視認し、同船の航行を妨げることを懸念して探照灯の照射を控えることとした。

a受審人は、探照灯の照射を控え、転針目標とした東防波堤東端の塗装面の視認が容易でないなか、00時54分半北外防波堤灯台から210度182メートルの地点に達したとき、同塗装面さえ見えれば港口に向けられると思い、自船と港口の相対位置をGPSプ

ロッターで確かめるなど、船位の確認を十分に行わず、依然、東防波堤東端の塗装面を目視するつもりで操船を続けていたところ、右舷正横付近に視認した同堤の第2塗装面を東防波堤東端の塗装面と見誤り、00時55分少し前北外防波堤灯台から219度150メートルの地点で、港口に向けるつもりで針路を069度に転じた。

こうして、a受審人は、塗装面を見誤ったことも、東防波堤に向首する針路となったことも気付かずに進行し、00時55分北外防波堤灯台から206度110メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、東防波堤の東端部に衝突した。

当時、天候は曇りで風はほとんどなく、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部を圧壊し、後に修理された。また、甲板室後方で待機していた乗組員が、非骨傷性頸髄損傷を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、砂原漁港沖合の養殖施設に向かうため、同漁港の岸壁を離れ、港口に向けて転針する予定で北上する際、船位の確認が不十分で、東防波堤に向首する針路に転じたことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、砂原漁港沖合の養殖施設に向かうため、同漁港の岸壁を離れ、港口に向けて転針する予定で北上する場合、他船の航行を妨げることを懸念して探照灯の照射を控え、転針目標とした東防波堤東端の塗装面の視認が容易でないなか、同塗装面の視認に頼ることなく転針できるよう、自船と港口の相対位置をGPSプロッターで確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、東防波堤東端の塗装面さえ見えれば港口に向けられると思い、船位の確

認を十分に行わなかった職務上の過失により、同堤の第2塗装面を東防波堤東端の塗装面と見誤り、同堤に向首する針路に転じて東防波堤に衝突する事態を招き、船体に損傷を生じさせ、乗組員1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月15日

函館地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人